

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|  |   |
|--|---|
| 事故種類   | 漁網損傷  |
| 発生日時   | 令和元年11月25日 17時00分ごろ   |
| 発生場所   | 香川県丸亀市手島北方沖<br><small>おて</small> 小手島港4号防波堤灯台から真方位350° 2.6海里付近<br>(概位 北緯34°25.1′ 東経133°38.7′)  |
| 事故の概要  | 貨物船 <small>ゆうぶつせん</small> 祐徳丸は、東進中、また、漁船 <small>りゅうせん</small> 宝隆丸及び漁船 <small>りゅうせん</small> 富栄丸は、流し網による操業中、祐徳丸が同網の上を航行した際、同網が切損した。   |
| 事故調査の経過  | 令和2年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名<br>原因関係者から意見聴取実施済   |
| 事実情報<br><small>船種船名、総トン数</small><br><small>船舶番号、船舶所有者等</small> | A 貨物船 祐徳丸、196トン<br>134763、不動海運有限会社（船舶所有者）、芙蓉海運株式会社（運航者）<br>B 漁船 宝隆丸 9.7トン<br>KA2-1874（漁船登録番号）、個人所有<br>C 漁船 富栄丸、4.5トン<br>KA3-31058（漁船登録番号）、個人所有  |
| 乗組員等に関する情報   | A 船長A、六級（航海）<br>B 船長B、一級小型・特殊・特定<br>C 船長C、二級小型・特殊・特定  |
| 負傷者  | なし  |
| 損傷   | A なし<br>B 流し網に切損<br>C 流し網に切損  |
| 気象・海象  | 気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 3、視界 良好<br>海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の末期<br>日没時刻：16時57分ごろ  |
| 事故の経過  | A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが操船に当たり、手動操舵で、約10ノットの対地速力で東進中、船首方至近に紅色灯のついた旗竿を2個視認したので右舵を取って同旗竿を避けた。<br>船長Aは、後日、海上保安庁から連絡があり、B船及びC船が投入した流し網の上を航行し、同網を損傷したことを知った。<br>船長Aは、流し網漁が流し網の北端に紅色灯、南端に綠色灯の旗竿を取り付ける漁具の統一標識を知っていた。<br>船長Aは、紅色灯のついた旗竿を船首方至近に視認した時、投入された漁具をどのように避航すれば良いのかを確認していなかったと本 |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、B船の東側においてC船は、船長Cが1人で乗り組み、それぞれ南進しながら北端に紅色灯、南端に綠色灯の旗竿を取り付けた流し網の投網を終えた頃、東進してくるA船を認め、A船が同網に対して斜めに航行し、同網が切損していた。</p> <p>B船及びC船は、流し網による作業中を示す黄色回転灯を点灯していた。</p>              |
| <b>分析</b>    | <p>A船は、東進中、船長Aが、船首方至近に紅色灯のついた旗竿を視認し、右舵を取って同旗竿を避けて航行を続けたことから、B船及びC船が投入した流し網の範囲に気付かずに同網の上を航行し、同網が損傷したものと考えられる。</p> <p>B船及びC船は、流し網の北端に紅色灯、南端に綠色灯の旗竿を取り付けて作業中、東進するA船が右舵を取って同網に対して斜めに航行し、同網が損傷したものと考えられる。</p> |
| <b>原因</b>    | <p>本事故は、日没後の薄明時、A船が東進中、B船及びC船が流し網の北端に紅色灯、南端に綠色灯の旗竿を取り付けて南進しながら作業中、船長Aが、船首方至近に紅色灯のついた旗竿を視認し、右舵を取って同旗竿を避けて航行したため、B船及びC船が投入した流し網の範囲に気付かずに同網の上を航行したことにより発生したものと考えられる。</p>                                    |
| <b>再発防止策</b> | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操船者は、作業中の漁船に近づく際は、その漁具標識から作業範囲を確認し、漁船及び漁具を避けること。</li> </ul>   |